

## 天草市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準

### 1 趣旨

この運用基準は、天草市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

#### (1) 電子入札システム

市が行う入札及び随意契約に関する事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者又は随意契約に係る見積書の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムという。

#### (2) 電子入札案件

電子入札システムにより入札に関する事務を行う契約案件をいう。

#### (3) 電子入札

電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札をいう。

#### (4) 入札情報公開サービスシステム

発注見通し、案件公告情報、入札及び契約の結果、有資格者（市が発注する工事又は工事に係る建設コンサルタント業務等の委託業務の入札参加資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）、指名停止措置業者等の入札に関する情報をインターネット上に公開するシステムをいう。

#### (5) 紙入札

紙に記載した入札書を使用して行う入札をいう。

#### (6) ICカード

電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

#### (7) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

### 3 システムの利用時間

入札参加者が電子入札システム及び入札情報公開サービスシステムを利用できる日時は、次のとおりとする。

#### (1) 電子入札システム

1月1日から12月31日まで（天草市の休日を定める条例（平成18年天草市条例第2号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の6時から24時まで（システムメンテナンスに要する時間を除く。）

#### (2) 入札情報公開サービスシステム

システムメンテナンスに要する時間以外の時間

#### 4 入札参加者の利用者登録及びＩＣカード

##### 4-1 電子入札システム利用届の提出

電子入札案件に電子入札システムにより参加しようとする者は、あらかじめ天草市電子入札システム利用届（様式第1号）を市に提出した上で、電子入札システムによりＩＣカードの利用者登録を行うものとする。失効、内容変更等に伴い再取得した場合も同様とする。

##### 4-2 利用者登録状況の報告

電子入札システムによりＩＣカードの利用者登録を行った者（以下「電子入札システム利用者」という。）は、天草市電子入札システムＩＣカード登録状況報告書（様式第2号。以下「登録状況報告書」という。）により、登録した内容を市に報告しなければならない。

##### 4-3 電子入札システムに登録できるＩＣカード

- (1) 電子入札システムに登録することができるＩＣカードは、有資格者が所有し、かつ、その名義が、個人事業者にあつては事業主、法人にあつてはその代表者、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）にあつてはその代表構成員の代表者であるものとする。ただし、法人又は特定JVの代表者が入札、見積及び契約権限について、支店長又は営業所長等に委任している場合は、その委任を受けている者であつて、あらかじめ当該委任に係る委任状を市に提出したものの名義とする。
- (2) 復代理人のＩＣカードは認めない。
- (3) 同一の有資格者が複数名義のＩＣカードを登録すること及び複数の有資格者が同一のＩＣカードを登録することは認めない。
- (4) 同一名義のＩＣカードを複数枚登録することは認める。

##### 4-4 ＩＣカードの失効

電子入札システム利用者は、登録してあるＩＣカードが破損、紛失、失効等の理由で使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。

##### 4-5 ＩＣカードの名義、住所等の変更

電子入札システム利用者は、ＩＣカードに登録された企業名、企業の住所、名義人、名義人の住所等に変更があつたことにより、登録してあるＩＣカードが使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。また、新規に取得したＩＣカードについては、電子入札システムにより更新登録を行うとともに、登録状況報告書を市に提出しなければならない。

##### 4-6 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定JVのＩＣカードは、単体のＩＣカードとして登録したものを使用するものとする。

#### 4-7 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用したことが判明したときは、当該入札への参加を認めないものとし、落札決定後であれば、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約の解除等の措置をとるものとする。

#### 4-8

権限のない者のICカードが使用された場合の取扱い

入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された競争参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）等又は入札書は、無効とする。

### 5 電子入札案件の取扱い

#### 5-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、建設工事及び建設コンサルタント業務における次の入札方式とする。

建設工事	建設コンサルタント業務
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般競争入札</li><li>・条件付一般競争入札</li><li>・公募型指名競争入札</li><li>・指名競争入札</li><li>・随意契約</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募型プロポーザル方式</li><li>・指名プロポーザル方式</li><li>・指名競争入札</li><li>・随意契約</li></ul>

#### 5-2 電子入札案件の基準

電子入札案件は、建設工事及び建設コンサルタント業務とする。また、委託業務等のうち入札対象者の全てが電子入札システムによる入札が可能な案件についても、電子入札案件として取り扱うことができるものとする。

#### 5-3 入札情報公開サービスシステムの取扱い

電子入札案件の入札公告、入札及び契約結果その他入札手続に必要な事項の公表は、原則として、入札情報公開サービスシステムにより行うものとする。

### 6 電子入札案件の登録

#### 6-1 入札公告等

電子入札案件の公告等を行う場合には、当該案件が電子入札案件である旨を明示するものとする。

#### 6-2 開札日等の設定

電子入札案件の開札日時及び内訳書（工事費内訳書又は業務費内訳書をいう。以下同じ。）の開封日等は、次のとおり設定するものとする。

（1）開札日は、原則として、入札書受付締切日の翌日（当該日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）とする。

(2) 内訳書の開封は、電子入札案件の開札以降とする。

### 6-3 予定価格等の表記

予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の表記は、消費税相当額を除く金額とする。

### 6-4 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報の内容に錯誤が認められた場合は、次の手順により、速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件について、直ちに、参加申請書の提出期限前にあつては参加申請書の、入札書の提出期限前にあつては入札書の提出締切りを行う。
- (2) 案件名の修正登録を行い、錯誤案件である旨を示す。
- (3) 新規の案件として、改めて登録する。
- (4) 既に参加申請書の提出があつた者(5)に規定する者を除く。)に対しては、当該案件が錯誤案件である旨を電話又はファクシミリにより連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書の提出を行うよう依頼する。
- (5) 既に入札書の提出があつた者に対しては、当該案件が錯誤案件であり、当該入札を行わず、提出された入札書は無効とし、開札しないことを電話又はファクシミリにより連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書の提出を行うよう依頼する。

## 7 添付ファイル

### 7-1 電子ファイルの作成基準

- (1) 入札参加者が参加申請書等に添付する資料及び内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト並びに保存するファイルの形式は、PDF形式とする。
- (2) 1案件に添付するファイルの容量は、3MB以内とする。

### 7-2 添付ファイルが容量を超過する場合の取扱い

添付ファイルの容量が3MBを超える場合には、郵送又は持参による提出を認めるものとする。

### 7-3 郵送又は持参による提出の方法及び時間設定

- (1) 郵送又は持参で提出する場合は、あらかじめ、次の内容を記載した電子ファイルを参加申請書等の添付ファイルとして、電子入札システムにより提出するものとする。
  - ア 郵送又は持参する旨及びその理由
  - イ 郵送又は持参する書類の目録(文書名、用紙規格及びページ数)
  - ウ 発送日又は持参日
- (2) 郵送の方法は、書留郵便によるものとする。
- (3) 郵送又は持参により提出する場合の締切日時は、参加申請書等又は入札書の受付締切日時と同日時とする。

#### 7-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

- (1) 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
- (2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全にウィルス駆除が行われたと市が認めた場合に限り認めるものとする。

### 8 入札

#### 8-1 入札書の記載及び内訳書の添付

入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書、又は内訳書の添付を指定した案件について内訳書が添付されていない入札書は無効とする。

#### 8-2 入札書等が未到達の入札参加者の取扱い

入札書受付締切日時までに紙入札への移行手続がなされず、天草市電子入札システム紙入札移行承認願（様式第3号。以下「紙入札移行承認願」という。）が提出されず、かつ、入札書等が到達していない場合は、入札を棄権したものとみなす。

#### 8-3 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一旦提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。紙入札により電子入札案件に参加した場合も同様とする。

### 9 開札

#### 9-1 開札

電子入札案件の開札は、開札日時後速やかに、行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後、当該入札参加者を立ち合わせて開札を行うものとする。

#### 9-2 内訳書の内容確認

入札書に添付された内訳書は、開札後に内容確認を行うものとする。

#### 9-3 開札の遅延、中止及び延期の連絡

開札日時から落札者決定通知書等の発行が著しく遅延する場合又は開札を延期若しくは中止する場合は、電子入札システム、電話、ファクシミリ等により、入札参加者へ連絡を行うものとする。

#### 9-4 くじの取扱い

- (1) 電子入札案件において、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に入力した任意の3桁のくじ番号と入札

書到達時刻の数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。

なお、電子入札案件に紙入札で参加する場合は、入札書に任意の3桁のくじ番号を記入するものとし、入札書到達時刻については、当該入札参加者の企業名称（商号又は名称）の五十音順（昇順）に、当該入札書提出日の開札の日時から1分ずつ繰り下げた時刻を入札書到達時刻とみなすものとする。

## 10 紙入札による電子入札案件への参加

### 10-1 紙入札による電子入札案件への参加基準

電子入札案件について、入札参加者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、入札手続の当初又は途中からの紙入札への変更を認めるものとする。

- (1) 入札参加者側のシステム障害等により、電子入札の続行が不可能と認められる場合
- (2) 登録してあるICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得の準備をしている場合
- (3) 名称、住所、代表者等の変更により、ICカードの再取得の準備をしている場合
- (4) その他市が必要と認める場合

### 10-2 紙入札による電子入札案件への参加方法

- (1) 電子入札案件に紙入札により参加しようとするときは、入札書受付締切日時までに紙入札移行承認願を市に郵送又は持参により提出し、承認を得なければならない。この場合において、郵送の場合は当該日時までに必着とし、その方法は、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便に限るものとする。
- (2) 電子入札案件に紙入札により参加する場合の参加申請書等又は入札書の提出方法は、天草市競争契約入札心得（平成18年天草市告示第118号）等の規定による方法で行うものとする。

## 11 発注者側のシステム障害時の対応

発注者側のシステムに障害が発生し、開札が実施できない場合は、次の措置をとるものとする。

- (1) 短時間でシステムが復旧する見込みがある場合は、入札書受付締切日時、開札日時等を延期し、直ちに入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するものとする。
- (2) システムの復旧に時間を要し、変更後の入札書受付締切日時及び開札日時を決定できない場合は、直ちに入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するとともに、変更後の入札書受付締切日時及び開札日時について、決定後速やかに同様の方法で入札参加者に連絡するものとする。
- (3) 当分の間、復旧の見込みがない場合は、直ちに入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡の上、紙入札に変更するものとする。

## 12 入札参加者側のシステム障害時等の対応

- (1) 入札参加者から、その所有するシステムが障害等により電子入札システムを利用でき

きない旨の申し出があった場合は、障害の原因、内容、復旧の見込み等について報告を求めるものとする。

- (2) 報告内容を確認した結果、一部又は全部の入札参加者側のシステムに発生した障害が、天災、停電及び通信障害等の入札参加者に起因しないものと認められた場合は、発注者側のシステム障害時の対応と同様の措置をとることができるものとする。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。